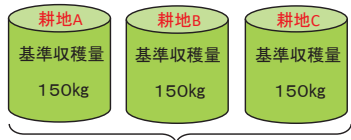


支払共済金

全相殺方式

10aの耕地を3ほ場で計30a作付け
補償割合9割(足り1割)、1kg当り共済金額293円を選択した場合



基準収量450kg

引受収量 = 基準収量450kg × 9割 = 405kg

被害が発生
被害申告

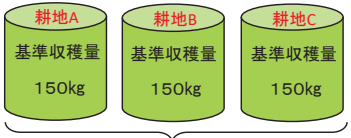


当年度収量270kg(出荷量等により確認)

共済減収量 = 引受収量405kg - 当年度収量270kg = 135kg
支払共済金 = 共済減収量135kg × 293円 = 39,555円

半相殺方式

10aの耕地を3ほ場で計30a作付け
補償割合8割(足り2割)、1kg当り共済金額293円を選択した場合



基準収量450kg

引受収量 = 基準収量450kg × 8割 = 360kg

被害が発生
被害申告



当年度収量250kg(現地調査により確認)

共済減収量 = 引受収量360kg - 当年度収量250kg = 110kg
支払共済金 = 共済減収量110kg × 293円 = 32,230円

地域インテックス方式

A市で転作のため10aの耕地(田)を3ほ場で計30a作付け
補償割合9割(足り1割)、1kg当り共済金額293円を選択した場合

基準単収
過去5年間の統計単収を基に算出(5か年中値3年)

市町村	統計単収(kg)	
	田	畑
A市	150	157
B町	148	177
⋮	⋮	⋮

基準収量 = 150kg × 30a = 450kg

引受収量 = 基準収量450kg × 9割 = 405kg

※統計単収により評価を行うため、個人の減収が発生しても共済金の支払対象にならない場合があります。

被害が発生
被害申告

当年度の統計単収

市町村	統計単収(kg)	
	田	畑
A市	130	145
B町	146	170
⋮	⋮	⋮

当年度統計収量 = 130kg × 30a = 390kg

共済減収量 = 引受収量405kg - 当年度収量390kg = 15kg
支払共済金 = 共済減収量15kg × 293円 = 4,395円

経営所得安定対策における面積払がある場合は、支払共済金が調整される場合があります

お問い合わせは最寄りの支所・出張所までご連絡ください!

長野県農業共済組合

- 上伊那支所 TEL.0265-73-2221
- 安曇野支所 TEL.0263-72-5192
- 佐久支所 TEL.0267-58-2580
- 下伊那支所 TEL.0265-23-7600
- 北アルプス支所 TEL.0261-22-8488
- 上小支所 TEL.0268-35-3333
- 木曾支所 TEL.0264-24-2367
- 北信支所 TEL.026-219-2892
- 諏訪支所 TEL.0266-73-3211
- 松塩筑支所 TEL.0263-40-2503
- 更埴出張所 TEL.026-214-3258

もしもの備えに

大豆共済

備えの種をまこう。

大豆は栄養価が高く、豆腐・味噌・納豆など、日本の食卓に欠かせない食材の原料として各地で栽培されていますが、栽培には気象・土壌条件の影響を受けやすく、収穫量が不安定となっています。農業経営の安定の為、畑作物共済に加入しましょう。

【加入申込期限】

標準播：5月13日

晩播：6月24日



安心のネットワーク
NOSAI 長野

【令和4年産版】

加入要件

大豆を栽培している面積が5a以上であれば加入できます。栽培されている耕地は全筆加入してください。
(ただし、枝豆等未成熟で収穫されるものは加入できません。)

※集落営農等の構成員になられている方は、個人では共済に加入できませんので、組織として共済への加入をお願いします。

○全相殺方式に加入する場合(下記のいずれかの要件が必要です)

- ・収穫した大豆の概ね全量をJA等に出荷しており、最近過去5か年中最低3か年の収穫数量を把握できること(1年以上出荷されている場合は組合に問い合わせください)
- ・青色・白色申告の税務書類で収穫量が確認できる方

対象となる災害

風水害・湿潤害



病虫害



鳥獣害



干害等



※その他気象上の原因による災害、地震、火災も対象となります

※共済対象とならないもの

- ・連作障害、除草管理粗放など栽培管理上の問題による被害
- ・農薬の誤使用や盗難など、自然災害以外の原因による被害

補償期間

発芽期から収穫期まで(ほ場乾燥中も含む)

災害が発生した場合は、現地による被害調査を行いますので、刈り取り前に必ず被害申告をしてください。



1kg当たりの補償単価

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請者が否かで、選択できる補償単価が変わります

1類: 黒大豆以外の大豆
3類: 丹波黒以外の黒大豆

区分等	1位		2位		3位		4位		5位		6位		7位		8位		9位		10位	
	1類(交付申請者)	293円	264円	234円	205円	176円	132円	119円	106円	92円	79円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1類(申請者以外)	132円	119円	106円	92円	79円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1類(種子用)	525円	473円	420円	368円	315円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3類	507円	456円	406円	355円	304円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※低い補償単価では全体の補償額も低くなりますので、通常は最高額でのご加入をお勧めします

※種子用については、県原種センターの指定を受けている圃場の種子に限ります

加入方式

引受方式	全相殺方式	半相殺方式	地域インデックス方式
加入要件	・収穫した大豆の概ね全量をJA等に出荷している方 ・青色・白色申告の税務書類で収穫量が確認できる方	どなたでも加入いただけます(5a以上大豆作付)	どなたでも加入いただけます(5a以上大豆作付)
評価及び補償単位	農家単位	農家単位	市町村単位
選択できる補償割合	9割・8割・7割	8割・7割・6割	9割・8割・7割
基準収穫量の設定方法	直近の過去5か年の出荷実績または税務申告による収穫量を基に設定	耕地ごとに設定	過去5か年の市町村別の統計単収を基に設定
減収の確認方法	出荷数量または税務申告書類により、総収穫量を確認	被害ほ場を現地調査し、検見及び実測により収穫量を確認	市町村別の統計データにより確認
共済金支払要件	加入者の収穫量が基準収穫量の1~3割を超えて減少した場合	加入者の収穫量が基準収穫量の2~4割を超えて減少した場合	市町村の単収が基準単収の1~3割を超えて減少した場合 ※統計データは市町村ごと、田畑ごとになります

10a当たりの補償額と掛金等の目安

交付申請者: 1kg当り補償単価293円
交付申請者以外: 1kg当り補償単価132円

を選択した場合

掛金の55%を国が負担しているよ



黒大豆以外の大豆の場合

平年の10a当り収穫量	全相殺方式(9割補償の場合)				半相殺方式(8割補償の場合)				地域インデックス方式(9割補償の場合)			
	交付申請者		交付申請者以外		交付申請者		交付申請者以外		交付申請者		交付申請者以外	
	補償額	農家負担掛金等	補償額	農家負担掛金等	補償額	農家負担掛金等	補償額	農家負担掛金等	補償額	農家負担掛金等	補償額	農家負担掛金等
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
100	26,370	364	11,880	178	23,440	533	10,560	254	26,370	219	11,880	110
150	39,555	534	17,820	254	35,160	787	15,840	368	39,555	318	17,820	155
200	52,740	703	23,760	331	46,880	1,041	21,120	483	52,740	417	23,760	199

※農家負担掛金等には10a当り25円(地域インデックス方式は20円)の賦課金も含まれています

※掛金率は平均的な率で計算しております。実際の掛金率は危険段階別個人料率が適用されます